県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
５　月　２６　日
号　外　（１）
火　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　選挙管理委員会告示
令和７年10月19日執行の米原市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立ての裁決について 1

選　挙　管　理　委　員　会　告　示

滋選委告示第71号

令和７年10月19日執行の米原市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和８年５月26日

滋賀県選挙管理委員会委員長　　吉　　田　　清　　一

裁　　決　　書

滋賀県米原市柏原2120番地
審査申立人　山本　泰裕

上記審査申立人が令和７年12月25日付けで提起した令和７年10月19日執行の米原市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査の申立てを棄却する。

用　　語

本裁決で使用する用語は、次のとおりとする。

申立人	審査申立人　山本　泰裕
当委員会	滋賀県選挙管理委員会
市選管	米原市選挙管理委員会
参加人	当委員会が本件申立ての利害関係人として本件申立ての審理手続への参加を認めた者
本件選挙	令和７年10月19日執行の米原市議会議員一般選挙
審査申立書	令和７年12月25日付けで申立人から提出された審査申立書
弁明書	令和８年１月21日付けで市選管から提出された弁明書
反論書	令和８年３月４日および同年４月27日付けで申立人から提出された反論書
意見書	令和８年２月９日および同年３月15日付けで参加人から提出された意見書
口頭意見陳述	本件申立てに係る審理のため、当委員会が全ての審理関係人を招集して令和８年３月15日に実施した口頭による意見陳述の手続
本件住所地	申立人が令和７年６月20日以降住民登録をしている米原市柏原の現住所地
前住所地	申立人が令和７年６月20日に本件住所地への転入の届出をするまで住民登録をしていた彦根市の住所地
本件期間	令和７年７月19日から本件選挙の期日である令和７年10月19日まで

事案の概要

本件選挙の当選人である申立人における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第１項の規定に基づき、令和７年10月21日、同月22日および同月29日付けで市選管に対して異議の申出がなされた。

市選管は、同年12月４日付けで当該異議の申出を認容し、申立人の当選を無効とする旨の決定（以下「原決定」と

いう。）をした。

申立人は、原決定を不服として、公選法第206条第２項の規定に基づき、同年12月25日付けで当委員会に対し、原決定の取消しを求め、本件申立てを提起したものである。

審理関係人の主張の要旨

１　申立人の主張の要旨

申立人から提出のあった審査申立書および反論書ならびに口頭意見陳述による主張を要約すれば、申立人の主張は次のとおりである。

⑴　申立人は米原市柏原で生まれ育ち、進学等で一時離れた時期も一貫して盆正月や農作業を通じて地元との繋がりを絶やさず、2016年には同窓会幹事を務めるなど深い地縁を有している。2019年からは本件住所地を拠点に建築設計事務所を営み、柏原宿活性化実行委員会の魅力創出部会長を担い、マルシェの主催、特産品開発、ふるさと納税返礼品の企画など、多岐にわたる地域活性化の実績を積み重ねてきた。また、米原市の補助事業採択や総合計画審議会委員の受託、地域プロデューサー養成講座「おうみ未来塾」での活動など、地域課題の解決に深く関与している。自治会においても「柏原西町」の住民として清掃やゴミ当番、さらには評議員を務めており、地域住民からは住民として認知されている。こうした「地域との特別な結合関係」は、住所を認定すべき重要な事実である。

⑵　実家（米原市柏原にある申立人の実家をいう。以下同じ。）とは家族同様の良好な関係性を保っており、住民票移動後も夕食をそこで食べ、入浴もさせてもらっている。夕食後は自宅に歩いて戻りすぐに就寝し、翌朝は早朝に実家に行き、実家で仕事をしたり車で移動したりする生活サイクルである。

⑶　彦根の家には妻と高校生の子どもが住んでいるが、これは柏原から高校に通学するのは非常に困難という理由による。子どもが中学生になった頃からは部活動等で妻子とも忙しく、柏原に来る頻度は減っているが「実態はなく」というのは事実と完全に相違している。申立人は、子どもの送迎や部活動の引率、毎週土曜日の倫理法人会のモーニングセミナーへの参加、アイロンの必要な衣服の運搬等のために彦根へ行くことはあるが、これらは「申立人の抱える諸事情を考慮すれば当然必要な頻度」であり、現代の多様な生活スタイルを否定して生活の本拠を判断することは不適当である。

⑷　市選管は「近隣住民等に聴き取りを行い慎重に審理した」と主張するが、本来聴き取りをすべき最も近い隣人には全く聴き取りをしておらず、「近隣住民」の定義が不明であり、公平な調査が行われたか甚だ疑問である。異議申出人側と思われる関係者の証言を偏重しており、「総合的に判断」したとは到底思われない。

⑸　実家で夕食と入浴を済ませていたため、自宅の水道・ガス使用量が例年と変わらないのは当然であり、自身の生活実態と何ら矛盾しない。電気使用量についても、夜10時に就寝し早朝４時に起床する生活では深夜・早朝に使用量の動きがないのは自然である。また、気候の異なる「東京都のエネルギー実態調査」を比較対象とすることには無理がある。彦根の家でのガス・電気使用量が前年同期比で減少している事実は、自身の不在を裏付けている。

⑹　市選管が引用する裁判例は、半世紀以上も前の古い価値観に基づくものである。現代の、特にコロナ禍以降の多様化した生活実態と乖離しており、いつまでこのような「時代錯誤な判断基準」を持ち続けるのか非常に残念である。住所は一箇所に限定されるとは限らず、兵庫県小野市の事例や広島高裁、高松高裁の判例のように、客観的かつ総合的な視点から、判断すべきものである。

⑺　市選管が開催した原決定の審理に係る委員会の会議録において、委員の方は「物理的な根拠、資料が乏しい」等の判断をしているが、事務局が結論ありきで無理やり根拠を作り上げ、原決定を押し切った形になっていると推測する。

⑻　市選管は、当委員会からの指摘があるまで本件申立てに関係する市選管の会議録や異議の申出人の陳述記録を提出せず、また当該会議録の一部を削除するなど、証拠の隠蔽ともとれる対応を行っている。このような隠蔽体質がある市選管が、中立性、公平性のある判断ができていないことは明らかである。

⑼　参加人は意見書において、申立人が本件住所地で寝泊まりしたと主張できる日は数日に過ぎない等と指摘するが、これは申立人が近隣住民の記録の一部を否定するために行った記述を部分的に切り取って曲解したものであり、全体の文脈を無視したものである。

２　市選管の主張の要旨

市選管から提出のあった弁明書および口頭意見陳述による主張を要約すれば、市選管の主張は次のとおりである。

⑴　「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実態を具備しているか否かによって決すべき」（最高裁判所平成９年８月25日判決）であり、「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心と

して検討するのが相当（東京高裁令和３年12月23日判決）」である。

⑵　本件住所地における水道、ガス、電気の使用量は、一般的な戸建て単身世帯の平均を大きく下回っている。特に電気使用量において「深夜１時から午前５時までの時間帯に動きが見られない」ことは、本件期間中に本件住所地で起臥していたことを推察させるに足りない。

⑶　近隣住民の観察によれば、夜間の電気の点灯により申立人の在宅が確認されたのは本件期間中わずか８日間にすぎない。また、申立人の車両（赤色の外国車）が夜間に駐車されていないことや、午前８時40分頃に本件住所地に到着し午後８時頃に彦根へ帰るという通勤態様の目撃情報は、生活の本拠が本件住所地にないことを推認させる。

⑷　「家族の同居の事実は、住所の認定に当たってはもっとも重視すべき事項」である。申立人は前住所地で妻および高校生の子２人と起居を共にしており、前住所地の水道、ガス、電気の使用量に世帯員減少による低下が見られないことからも、全生活の中心は依然として前住所地にあると認められる。

⑸　申立人が米原市内で社会的・政治的活動を行い、自治会の評議員等を務めている事実は認められる。しかし、これらの活動実態は「住所認定の判断のための一つの資料として考慮するにとどまるべき」ものであり、客観的な起居の実態を覆すほどのものではない。

３　参加人の主張の要旨

参加人から提出のあった意見書および口頭意見陳述による主張を要約すれば､参加人の主張は次のとおりである。

⑴　公選法上の住所は、一個人が複数の地方公共団体で選挙権等を有することを想定しておらず、最高裁判例（昭和23年12月18日）および「逐条解説公職選挙法改訂版上」に基づき「一箇所に限定されるべきもの」である。申立人が主張する「住所は一箇所に限定されない」との見解は、憲法14条の「１人１票」の原則に反するものであり、解釈論として採り得る余地はない。

⑵　住所の判定は「客観的な生活の本拠たる実態」によって決すべきであり、滞在場所が昼夜で異なる場合は「夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当」である。これは過去の裁判例に沿った合理的な判断基準であり、社会通念にも合致する。申立人の地域活動が多岐にわたるとしても、それが直ちに「生活の本拠」を構成するものではない。

⑶　申立人は反論書において、本件期間中に本件住所地で就寝したと自信をもって主張できる日が「７月は３日、８月は０日、９月は２日」に過ぎないことを自ら露呈している。残りの大半の日は家族が居住する前住所地で寝泊まりしていた可能性が極めて高いと言わざるを得ず、本件期間を全体として見れば、生活の本拠は前住所地にあったというべきである。

⑷　本件住所地の近隣に居住し、申立人の起居の状況を日常的に観察し得る位置に居宅を有する米原市議会議員の立場にある者は、申立人の生活状況について強い関心を持ち、継続的に観察を行っていた。その結果、原決定に書かれている「本件住所地における近隣住民の証言」と同内容の認識をもったとのことである。また、申立人が「市選管から聴取を受けたと述べた近隣住民はほとんどいなかった」と主張しても、当の申立人本人から確認を受ければ、それを否定することは何ら不思議ではなく、証言の信用性は揺るがない。

⑸　申立人の主張は「地域活性化に尽力したから住所と認められるべき」という主観的な訴えに過ぎない。しかし、法的な住所の解釈が確立されている以上、申立人の主張が認められる余地はない。

証　　拠

１　申立人が提出した証拠書類等

⑴　戸籍附票の写し、廃棄済証明書の写し（甲１）

⑵　柏原宿あきないマップ（柏原宿活性化実行委員会魅力創出部会長時に作成）（甲２）

⑶　柏原宿ロゴマークシール（柏原宿活性化実行委員会魅力創出部会長時に作成）（甲３）

⑷　柏原宿ロゴＴシャツ、柏原宿手ぬぐい、よもぎグラノーラ（柏原宿活性化実行委員会魅力創出部会長時に作成・開発）写真（甲４）

⑸　柏原宿ヨモギフト（米原市ふるさと納税返礼品、柏原宿活性化実行委員会魅力創出部会長時に企画）写真（甲５）

⑹　おうみ未来塾第11期生卒塾文集「未来の道しるべ」の写し（抜粋）（甲６）

⑺　市民活動情報誌おうみネット（甲７）

⑻　おうみ未来塾運営委員　委嘱状の写し、就任依頼の写し（甲８）

⑼　米原市補助金等交付決定通知書の写し（甲９）

⑽　柏原宿ホームページＳＴＡＹ　ＫＡＳＨＩＷＡＢＡＲＡ（米原創生官民連携パートナーシップ事業補助金にて米原市の依頼にて作成）スクリーンショット画像（甲10）

⑾　米原市総合計画審議会委員委嘱状の写し（甲11）
⑿　滋賀県まいばらで＂浸る観光＂を体験する旅へ。パンフレット（甲12）
⒀　まいばら観光ガイドマップの写し（抜粋）（甲13）
⒁　「＃きたよ米原」周遊観光キャンペーン実施依頼書の写し（甲14）
⒂　まいばらおもてなしパスポートの写し（抜粋）（甲15）
⒃　柏原自宅周辺　米原市選挙管理委員会の近隣住民への聴き取り状況（地図）（甲16）
⒄　彦根の家周辺　米原市選挙管理委員会の近隣住民への聴き取り状況（甲17）
⒅　『選挙関係実例判例集　普及版　第17次改訂版（選挙制度研究会編・ぎょうせい）』の写し（抜粋）（甲18）
⒆　『逐条解説公職選挙法改訂版上（黒瀬敏文・笠置隆範編著・ぎょうせい）』の写し（抜粋）（甲19）
⒇　神山智美富山大学教授著『地方議会議員被選挙権の三か月住所要件についての一考察－令和２年公選法改正（住所要件厳格化）を受けて』富山大学紀要、富大経済論集第69巻第２・３号抜刷（2024年２月）富山大学経済学部（抜粋）（甲20）

２　市選管が提出した証拠書類等

⑴　本件住所地の電気使用量（小数位使用量一覧表2025.3.21～2025.10.19）（乙１）
⑵　本件住所地の電気使用量（小数位使用量一覧表2025.10.20～2025.11.18）（乙２）
⑶　本件住所地の電気使用量（電気ご使用量のお知らせ令和７年４月分～令和７年11月分）（乙３）
⑷　前住所地（彦根市）の電気使用量（2025.4.1～2025.10.31）（乙４）
⑸　前住所地（彦根市）のガスおよび電気使用量（ご使用量のお知らせ2025年４月分～2025年10月分）（乙５）
⑹　前住所地（彦根市）のガスおよび電気使用量（ガス使用期間2023年11月15日～2025年10月14日および電気使用期間2023年10月26日～2025年10月26日）（乙６）
⑺　本件住所地のガス使用量（令和７年４月度～令和７年10月度検針請求書）（乙７）
⑻　前住所地（彦根市）のガス使用量（2025.4.15～2025.10.14使用期間）（乙８）
⑼　本件住所地の水道使用量（令和６年１月～令和７年10月使用月分）（乙９）
⑽　運転免許証の写し（乙10）
⑾　銀行口座およびクレジットカードの登録住所がわかるもの（乙11）
⑿　損害保険の登録住所がわかるもの（乙12）
⒀　郵便物および荷物の配達記録（乙13）
⒁　児童手当認定通知書（令和７年７月16日付け）（乙14）
⒂　児童手当の受給状況（乙15）
⒃　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（令和７年９月適用分）（乙16）
⒄　法人登記簿（乙17）
⒅　印鑑証明書（乙18）
⒆　米原市内に所有する不動産の登記簿の写し（乙19）
⒇　地域活動を行っていることを示す事業計画書および配布用チラシ（乙20）
㉑　米原市柏原地先の令和７年度固定資産税課税情報（乙21）
㉒　令和７年度市民税・県民税納税通知書の送付先および異動情報（乙22）
㉓　申立人の聞き取りおよび本件住所地の家屋内の状況調査結果（乙23）
㉔　柏原自治会長の証言（乙24）
㉕　本件住所地の近隣住民の証言（２人）（乙25）
㉖　前住所地の近隣住民の証言（１人）（乙26）
㉗　本件住所地の近隣住民による申立人の家屋の記録（赤丸が夜間に家屋の灯りまたは申立人の車を確認できた日）（乙27）
㉘　令和７年６月20日から令和７年10月31日までの期間に寝泊まりした場所をまとめた資料（令和７年10月28日に市選挙管理委員会が申立人に依頼し、申立人の記憶により作成）（乙28）
㉙　申立人の証言に基づく寝泊まりした場所と時間別電気使用量の整理資料（乙29）
㉚　米原市選挙管理委員会の会議録（乙30）
㉛　平成７年版　日本の水資源の現況（抜粋）（乙31）
㉜　平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書（抜粋）（乙32）
㉝　令和７年10月28日口頭意見陳述記録（乙33）
㉞　陳述書（原決定における異議の申出人が提出したもの）（乙34）

⑶5　令和７年10月22日米原市選挙管理委員会会議録（乙35）
⑶6　令和７年10月28日米原市選挙管理委員会会議録（乙36）
⑶7　令和７年12月１日米原市選挙管理委員会会議録（乙37）

裁決に至る経緯

当委員会は、本件申立てを適法なものと認め、これを受理した。

当委員会は、市選管に対しては、公選法第216条第２項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第29条第２項の規定に基づき弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

また、申立人に対しては、公選法第216条第２項において読み替えて準用する行審法第30条第１項および同法第32条第１項の規定に基づき、市選管の弁明書に対する反論書および証拠書類等の提出を求めた。

また、参加人に対しては、公選法第216条第２項において読み替えて準用する行審法第30条第２項および同法第32条第１項の規定に基づき、本件申立てに関する意見書および証拠書類等の提出を求めた。

さらに、申立人から、公選法第216条第２項において読み替えて準用する行審法第31条第１項の規定による口頭意見陳述の申立ておよび同法第38条第１項の規定による提出書類等の閲覧等の求めがあったため、その機会を付与する等、慎重に審理した。

争　　点

公選法第９条第２項は、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き３か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有すると規定しており、同法第10条第１項第５号は、市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有すると規定している。

したがって、争点は、申立人が、引き続き３か月以上、本件期間において米原市の区域内に「住所」を有していたか否かにある。

当委員会の判断の基礎となる資料等の概要

１　市選管から提出された証拠書類

⑴　申立人は、原決定に係る審理において、市選管からの求めにより、令和７年６月20日から同年10月31日までの期間に申立人が寝泊まりをした場所を自身の記憶に基づき記載した資料（以下「供述資料」という。）を提出している（乙28）。供述資料に基づく宿泊実態の内訳は以下のとおりである。

期間区分	本件住所地（柏原）	前住所地（彦根）
全　体　期　間 （６月20日～10月31日）	85日（64.4％）	47日（35.6％）
６月20日～６月30日	６日	４日
７月１日～７月31日	18日	13日
８月１日～８月31日	17日	13日
９月１日～９月30日	17日	13日
10月１日～10月31日	27日	４日
本　件　期　間 （７月19日～10月19日）	58日（63.0％）	34日（37.0％）

なお、供述資料の示すところの「妻子の住む前住所地に頻繁に戻っている状況」について、申立人は反論書中で「書面にて報告している通り一定程度は事実であるが、子どもの送迎や部活動の引率、毎週土曜日の倫理法人会のモーニングセミナーへの参加、アイロンの必要な衣服の運搬等、必要に迫られたものであり、審査申立人の抱える諸事情を考慮すれば、当然必要な頻度であり」と主張している。

⑵　市選管は、原決定における証拠書類として、本件住所地および前住所地の水道、ガスおよび電気（以下「生活インフラ」という。）の使用実績を提出している（乙１～乙９）。当該資料に基づく生活インフラの使用実績の推移および比較は以下のとおりである。

ア　水道（本件住所地）

使用期間	使用量	前年同期
令和７年２月19日から４月18日まで	１㎥	３㎥
令和７年４月19日から６月19日まで	２㎥	３㎥
令和７年６月20日から８月21日まで	５㎥	５㎥
令和７年８月22日から10月17日まで	13㎥	３㎥

イ　ガス

⑺　本件住所地

請求月	使用期間	使用量	前年同期
令和７年４月	令和７年３月７日から４月10日まで	0.0㎥	0.4㎥
令和７年５月	令和７年４月11日から５月10日まで	0.1㎥	0.4㎥
令和７年６月	令和７年５月11日から６月７日まで	0.0㎥	0.0㎥
令和７年７月	令和７年６月８日から７月８日まで	0.0㎥	0.0㎥
令和７年８月	令和７年７月９日から８月７日まで	0.2㎥	0.0㎥
令和７年９月	令和７年８月８日から９月10日まで	0.0㎥	0.3㎥
令和７年10月	令和７年９月11日から10月９日まで	1.3㎥	0.0㎥

⑴　前住所地

請求月	使用期間	使用量	前年同期
令和７年４月	令和７年３月15日から４月14日まで	91㎥	92㎥
令和７年５月	令和７年４月15日から５月15日まで	51㎥	48㎥
令和７年６月	令和７年５月16日から６月13日まで	35㎥	32㎥
令和７年７月	令和７年６月14日から７月14日まで	26㎥	28㎥
令和７年８月	令和７年７月15日から８月14日まで	16㎥	25㎥
令和７年９月	令和７年８月15日から９月11日まで	15㎥	17㎥
令和７年10月	令和７年９月12日から10月14日まで	23㎥	24㎥

ウ　電気

⑺　本件住所地

請求月	使用期間	使用量	前年同期
令和７年４月	令和７年３月21日から４月17日まで	193kWh	236kWh
令和７年５月	令和７年４月18日から５月20日まで	144kWh	138kWh
令和７年６月	令和７年５月21日から６月17日まで	94kWh	79kWh
令和７年７月	令和７年６月18日から７月16日まで	114kWh	92kWh
令和７年８月	令和７年７月17日から８月20日まで	175kWh	177kWh
令和７年９月	令和７年８月21日から９月18日まで	125kWh	127kWh
令和７年10月	令和７年９月19日から10月19日まで	99kWh	87kWh
令和７年11月	令和７年10月20日から11月18日まで	329kWh	132kWh

⑴　前住所地

請求月	使用期間	使用量	前年同期
令和７年４月	令和７年２月27日から３月27日まで	400kWh	448kWh
令和７年５月	令和７年３月28日から４月24日まで	320kWh	304kWh
令和７年６月	令和７年４月25日から５月27日まで	372kWh	348kWh
令和７年７月	令和７年５月28日から６月24日まで	366kWh	375kWh
令和７年８月	令和７年６月25日から７月24日まで	653kWh	583kWh
令和７年９月	令和７年７月25日から８月27日まで	868kWh	929kWh
令和７年10月	令和７年８月28日から９月25日まで	656kWh	713kWh

⑶　市選管は、原決定における証拠書類として、本件住所地における時間別電気使用量の整理資料を提出している（乙29）。その内容は別紙のとおりである。

⑷　市選管は、原決定における証拠書類として、市選管が開催した委員会の会議録を提出している。その中の「令和７年10月28日米原市選挙管理委員会会議録」（乙36）には、市選管の委員からの「（本件住所地における）近隣住民は他にいないのか」という発言に対し、市選管の事務局職員が「市議会議員しかいない。他は空き地」という内容の回答をしたことが記録されている。

２　口頭意見陳述において当委員会が行った質問に対する回答

⑴　市選管は、原決定における近隣住民の証言の収集に関して、当委員会の質問に対し概ね以下のとおり回答した。

ア　近隣住民の証言者の選定に当たっては、地域密着型の選挙であることに鑑み、調査が地域社会へ及ぼす影響を考慮して広範な聞き込みは避けた。その上で、選管が聴取したい趣旨を十分に理解し、客観的な証言が期待できると判断した特定の者を厳選して電話等で依頼し、公的施設等で聴き取りを行った。

イ　本件住所地の直近（隣家等）の住民に対しては、特段の聴き取りを行っていない。これは特定の住民を排除したわけではなく、あくまで「証言の重要性を理解し、協力が得られる者」を慎重に選定した結果である。

ウ　市選管が「近隣住民」として証言を得た者の中には、米原市議会議員の立場にある者が含まれる。当初から当該者を聴き取り調査の対象としていたわけではなく、原決定における審理手続の過程で市選管が実施した口頭での意見陳述において「何日滞在されていたかを記録されている方がいらっしゃる」との発言があったため、その人物を特定した結果、当該者への聴き取りを行うに至ったものである。

⑵　申立人は、本件住所地における生活実態について、当委員会の質問に対し概ね以下のとおり回答した。

ア　本件住所地に転入前は、仕事の後に前住所地へ帰り、そこで夕食・就寝・起床・出勤というサイクルであった。転入後は、仕事の後に実家で夕食を摂り、その後本件住所地へ戻って就寝し、朝は本件住所地で起床するという流れに変わった。これが生活上の最大の変化である。

イ　晩御飯は実家で食べている。お弁当を買って食べることもたまにある。

ウ　朝食は、本件住所地においてご飯を炊き、インスタントの味噌汁等で済ませている。ただし、午前４時頃に起床した後、まず実家へ移動して仕事を行い、その後本件住所地に戻ってから食事を摂っている。

エ　下着等のアイロンを要しない洗濯物については、本件住所地において「昼間の仕事をしている時間帯」に自ら洗濯を行っていることが多い。実家へ入浴等に赴く際は本件住所地から着替えを持参し、脱いだものは持ち帰っており、実家で洗濯まではしていない。

当委員会の判断

１　「住所」の認定について

住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、公選法における住所についても「各人の生活の本拠を指す」（昭和29年10月20日最高裁判決）とされている。また「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である」（平成９年８月25日最高裁判所判決）「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である」と判断されている（東京高裁令和３年12月23日判決）。

申立人は、「住所は、日常生活を営んでいる客観的な事実から生活の本拠となる一箇所のみが認定されるべきものである」との原決定における市選管の判示に対して、広島高裁昭和29年７月１日判決や兵庫県小野市の事例を「二拠点生活」を認める先例として取り上げ、「生活の本拠」については客観的かつ総合的な視点から判断すべきであると主張する。これが「二箇所の住所を認めるべきもの」という趣旨であれば、現行の公選法において住所とは生活の本拠であり、事実上の生活の中心で、一箇所に限定されるべきものであることは明らかであり、不適当な主張であると言わざるを得ない。

また、申立人は、上記の判例等を、申立人の生活実態に近似する事例として反論書で引用し、本件申立ての根拠としているが、以下の理由から、本件申立てにおける申立人の事情とは異なるといえる。

⑴　平成29（2017）年の兵庫県小野市の事例（申立人は反論書中で平成30（2018年）と記載しているが、正しくはこの表記と推認される。）について

当該小野市の事例においては、「市外の居宅に頻繁に訪れていることを窺わせる証言は得られておらず、本件居宅より市外の居宅の方が生活に関係が深いとまでは認められない」と判断されている。

本件においては、供述資料によれば、７月、８月および９月のいずれも延べ13日、彦根市の妻子の住む前住所地に寝泊まりしたとしている。また、反論書においても、「「当選人が妻子の住む前住所地に頻繁に戻っている状況」について、書面にて報告している通り一定程度は事実であるが、子どもの送迎や部活動の引率、毎週土曜日の倫理法人会のモーニングセミナーへの参加、アイロンの必要な衣服の運搬等、必要に迫られたものであり」と主張している。

このことから、被選挙権の住所要件の対象となる本件期間において、少なくとも９月までは妻子の住む前住所地に頻繁に寝泊まりして日常生活を過ごしており、この点、申立人の事情は、兵庫県小野市の事例とは異なるものであるといえる。

⑵　広島高裁昭和29年７月１日判決および高松高裁令和３年２月15日判決について

引用された両判例は、いずれも「居住してきた元の住所地」から妻子のみが転出し、本人が「従来の自宅」に留まり続けた事案である。

これに対し、申立人の事例は、前住所地から申立人が本件住所地へ住民票を移したが妻子が前住所地に残っている中で妻子の元に訪れているものである。

判例の事案とは住所認定における立証の方向性が異なり、外形的な類似性のみをもって本件に近似するとの申立人の主張は、失当である。

2　住所の認定における家族との同居の事実について

家族と離れて起居する者の住所認定に関し、行政実例では、「勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している会社員等の住所の認定」として、「勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している者の住所は、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情を調査確認して認定するものであるが、確定困難な者で、毎週土曜日、日曜日のごとく勤務日以外には家族のもとにおいて生活をともにする者については、家族の居住地にあるものとする。」とされている（昭46.３.31自治振第128号）。

また、判例としては、青森市に居住するものであるが、転任したけれども家族を右自宅に残し、単身赴任し、函館市の寮に起居し、土曜、日曜毎に青森市の自宅に帰り、右自宅を生活の本拠としていたことが認められるから、青森市に住所があったものといわねばならないとした判例（昭27.12.26仙台高裁判決）、甲市に妻と同居している者が、乙村に事業の便宜上仮住家並びに資材格納庫等を所有し、事業のため月半数を単身同所で起居するに過ぎない場合には、その者は甲市に生活の本拠を有するものというべきであるとした判例（昭34.12.22宮崎地裁判決）がある。

これらが示すものは、家族との共同生活の継続性が住所認定において重要な要素として考慮されているということである。

本件において、申立人が本件住所地で「炊飯」や「洗濯」を行っていると主張する一方で、「月の約半分を妻子が住む前住所地で過ごし、家事や育児に従事している」という事実は、まさに上述の実例や判例が示す「家族の居住地に生活の本拠がある」と解すべき状況に近似しているといえる。

3　住所単一説の形式的適用に対する疑義について

公選法上の住所の意義について、実務上の指針である『逐条解説公職選挙法』においては、「住所は一箇所に限定されるべきものである。民法上は複数説もあり得るが、公法上は採り難い。地方自治法においても、同一人が二以上の市町村の住民であることは認められないが、特に選挙においては、投票権の二重行使の防止等の見地からいっても、必ず一箇所に限定すべきもの」と解説されている（「逐条解説公職選挙法改訂版（上）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著」92頁）。

申立人は、昭和23年12月18日の最高裁判決を「時代錯誤」と批判するが、同判決が示す「住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」との解釈は、二重投票の防止や公正な選挙人名簿の調製という、民主主義の根幹を支える制度的要請に基づくものである。社会情勢の変化やライフスタイルの多様化を理由にこれを否定しようとする申立人の主張は採用できない。

4　近隣住民への聴き取りの公平性について

市選管が当委員会に提出した証拠書類等（乙24、乙25）によれば、本件住所地周辺において市選管が実施した聴き取り調査の対象者は、自治会長と近隣住民２名である。また、近隣住民のうち１名は、同じ市議会議員選挙に立候補をして当選した市議会議員であり、中立な第三者からの聴き取りとはいえない。

近隣住民のうちのもう１名についても、本件住所地の隣や向かいの住民等、申立人が本件住所地に居住しているかについての情報を有していると思われる者がいるにもかかわらず、あえて住まいが離れている者を選んだ理由が不明確である。また隣や向かいの住民に聴き取り調査をしていない理由も不明確であるだけでなく、上述の「当委員会の判断の基礎となる資料等の概要」の１⑷に記載のとおり、10月28日の会議録（乙36）によれば、市選管委員からの「近隣住民は他にいないのか」という質問に対し、市選管事務局は「市議会議員しかいない。あとは空き地」と答えているが、申立人が提出した証拠書類（甲16）からすれば、市議会議員よりも本件住所地の近くに住んでいる者は複数いる。

以上のことからすれば、当委員会は、市選管が原決定において判断の根拠としたこれら近隣住民の供述について、客観性および中立性に欠ける上、聴き取り調査の対象者として選ばれたことについても市選管事務局の極めて恣意的な判断があったことから、証拠として信用することは適当ではないと考える。

本件の判断に当たっては、こうした主観的かつ恣意性が排除しきれない証言ではなく、申立人自らが認める生活実態の供述資料および客観的な数値実績である生活インフラの使用状況等の客観的事実に基づき、改めて慎重かつ厳正に判断すべきものである。

5　生活インフラの使用量の評価について

⑴　申立人は、本件住所地における生活インフラの使用量の少なさについて、「午後10時に就寝し、午前４時に起床するという生活スタイルであり、古民家でエアコンも不要なため、電気使用量が少ないのは当然である」「夕食と入浴を徒歩７分程度の実家で済ませていたため、ガスや水道の使用量が極端に少ないことには「合理的理由」

がある」「彦根の家でもガス・電気の使用量は減少しており、生活実態の移動は示されている」「東京都の平均データ（エネルギー実態調査）との比較は、気候や住環境が異なる米原市柏原においては不適当である」等、生活インフラの使用量は、申立人の生活スタイルと何ら矛盾していないにも関わらず、本件住所地に生活の本拠を有していたと言えないと断じるのは、申立人の聴き取り内容を無視し、客観性に欠いている旨主張する。

当委員会としても、生活インフラの使用量の多寡のみをもって直ちに居住実態の存否を断定することには慎重を期すべきであると考える。仮に、申立人が主張するように、生存に不可欠なエネルギー消費の大部分を至近距離にある実家で行っていたのであれば、本件住所地での消費が低水準に留まること自体は、一つの説明として成立し得る。

⑵　しかしながら、申立人が主張する「実家での入浴・夕食」という個別事情を考慮したとしても、本件住所地における生活インフラの使用実績は、単身者が独立した生活を営む上で必要とされる水準を下回っている。原決定における「本件期間におけるこれらの使用量をみると、令和７年８月22日から10月17日までの水道使用量、令和７年10月（同年９月11日から10月９日まで）のガス使用量および令和７年10月（同年９月19日から10月19日まで）の電気使用量は前年同期の使用量を上回っているが、令和７年９月（同年８月８日から９月10日まで）のガス使用量および令和７年９月（同年８月21日から９月18日まで）の電気使用量については前年同期と同程度未満となっている」とする市選管の判示に対し、申立人は「基本的に冬場以外は入浴以外で給湯器を使用しないので、自宅（前年は事務所として使用）で８月から９月に入浴以外でガスを使用することはない」「令和７年９月（同年８月８日から９月10日まで）のガス使用量が前年同期より少ないのは、前年の当該期間に２回、自宅に泊まり入浴をしたからであり、本件期間は実家で入浴をしていたためガスは使用していない」「令和７年９月（同年８月21日から９月18日まで）の電気使用量（125kwh）が僅かながら前年（127kwh）を下回っているが、夜間にエアコンを使用していないので、前年とほぼ変わらないのは当然であり、米原市選挙管理委員会の聴き取りの際にもきちんと説明している」「指摘の期間以外は、水道使用量もガス使用量も電気使用量も前年と比較して増えているか同程度であり、審査申立人の生活スタイルと何ら矛盾が無い」旨反論する。

申立人は、少なくとも反論書において「朝食や昼食は自宅で食べている」と述べている。また、口頭意見陳述における当委員会からの質問に対し「洗濯は昼間仕事をしているときが多い」「朝食はご飯を炊き、味噌汁はインスタントのものを自分で用意している」旨回答している。こうした、申立人が認めている「朝食（炊飯等）の用意」や「洗濯」といった活動が新たに日常生活に加わったのであれば、調理器具の使用や給湯、洗濯機の稼働に伴う電気・水道使用量の「有意な増加」が、前年実績に対して現れるはずである。しかし、本件における各生活インフラの数値を確認するに、一部の期間で前年をわずかに上回る箇所は見受けられるものの、その増加幅は極めて限定的である。この「微増」ないし「現状維持」に留まる数値実績は、申立人が主張する生活実態が、本件住所地において「全生活の中心」として定着していたと認定するには、あまりに説得力に欠けると言わざるを得ない。

⑶　さらに、特定の場所に「生活の本拠」を移転したというためには、移転先での滞在を開始するだけでなく、それまでの生活拠点（前住所地）における生活実態が解消、あるいは少なくとも当該世帯員一名分の活動量に相当する減少を見せていることが自然である。原決定における「前住所地のガス使用量について、令和７年８月から令和７年10月まで（同年７月15日から10月14日まで）の使用量を前年同期と比較すると、令和７年８月で９㎥の減少、令和７年９月で２㎥の減少、令和７年10月で１㎥の減少が認められる。エネルギー実態調査による戸建住宅の４人世帯と３人世帯の１か月当たりの平均ガス使用量の差は10.0となっており、これを供述資料による本件期間の柏原で寝泊まりしたとされる日の割合63.0％の6.3㎥と比較しても、減少幅は小さく、世帯人数の減少に伴う使用量の低下が顕著に現れているとは言い難い」とする市選管の判示に対し、申立人は「当該期間中のガス使用量は実際に減少しており、事実と合致しているにもかかわらず、東京都のエネルギー調査と比較して「減少幅は小さく、世帯人数の減少に伴う使用量の低下が顕著に現れているとは言い難い」と判断するのは論理が破綻している」「ガスは入浴だけでなく、調理や炊事、暖房等にも使われるため、単純に４人家族と３人家族の差で１人当たりのガス使用量の差と定義することに理論上無理がある」旨反論する。

この点において、統計上の平均値との乖離そのものではなく、申立人が主張する生活の機能の移転が、前住所地におけるエネルギー消費の実績と物理的に整合していないということについて判断する。

申立人が前住所地での入浴および夕食を米原の実家で行うようになったのであれば、前住所地である彦根の居宅においては、当然に申立人１名分に相当する熱量消費の有意な減少が認められるのが相当である。しかし、上記の数値に現れている減少幅は、一人が毎日行っていた入浴・炊事という「生存に不可欠な基礎的活動」が他所へ移転した際に生じるはずの下落幅としては、過少と言わざるを得ない。このデータが示す事実は、申立人が主張する「入浴・夕食の移転」という生活実態の変更と整合していない。この客観的数値の対照から導き出される

合理的な推論は、入浴や炊事といった生活上の基礎的活動が、本件期間中も依然として家族の居住する彦根市の居宅において継続されていたということであり、同所が引き続き申立人の生活の本拠であったことを強く推認させるものである。

⑷　加えて、申立人が主張する午後10時頃に実家から本件住所地に帰り、就寝して午前４時頃に起床するという生活スタイルであれば、帰宅後および起床後に電気の使用量が増加するはずであるにもかかわらず、本件住所地の電力の30分毎の使用量を見ると、令和７年９月28日まで、かかる時間帯の電力使用量の増加は見られない（もちろん帰宅時間、起床時間が一定ではないことを考慮し前後の時間を見ても電力使用量に変動は見られない）。また、申立人が本件住所地で寝泊まりしたと主張する日と、前住所地で寝泊まりした日の電力使用量の差異はほとんどない。これらのことからして、本件住所地に寝泊まりしていたという申立人の主張には疑念が残る。

６　結論

以上の諸事実を総合して判断する。

まず、市選管が原決定における判断の根拠の一つとして採用した近隣住民の供述については、その選定過程に恣意性が疑われるなど客観性および中立性に欠ける面があることから、信用することは適当ではない。

しかしながら、こうした証拠としての客観性や中立性に疑義がある点を考慮に入れたとしても、本件において認定される他の客観的事実は、申立人の主張を支えるに足りるものではない。

すなわち、申立人自身が自認する「月の約半分に及ぶ前住所地への帰宅」および「子どもの送迎や家事への従事」という事実は、日常生活の核心たる「起居・寝食」の拠点が依然として前住所地に存していることを示す強力な証左である。加えて、本件住所地における生活インフラの使用量が、炊飯や洗濯を行っているとする供述に反して前年同期と比較して有意な増加を示していないという事実、前住所地における生活インフラの使用量が、申立人一名分の転出を裏付けるにはあまりに過少な減少幅に留まっているという事実ならびに時間毎の電力使用量が申立人の述べる帰宅時間後および起床時間後に増加していないという事実がある。これらの事実からすれば、申立人が本件住所地で寝泊まりしていたと主張する日についても、寝泊まりをしたことに疑念が残り、申立人の生活実態が前住所地に残留していたといえる。

公選法上の住所は、単なる宿泊の事実や主観的な定住意思のみで決せられるものではなく、全生活の中心たる実体を客観的に具備していることを要する。家族との共同生活の基盤を彦根市に置いたまま、本件住所地に「生活の本拠」を移転したといえず、彦根市の家族が住む前住所地に住所があると認められる。

したがって、申立人は本件期間において、引き続き米原市内に住所を有していたとは認められない。よって、本件当選無効を決定した原決定は、近隣住民への聴き取り調査の対象者の選定に関しては調査過程が公平なものであったとは言い難い面があるものの、その結論において正当であり、本件審査申立ては棄却すべきものとして、主文のとおり裁決する。

令和８年５月25日

滋賀県選挙管理委員会委員長　吉　田　清　一

令和８年５月26日付け号外(1)滋選委告示第71号別紙

＜資料＞本件住所地における時間別電気使用量の推移

（注）黄色で着色した日は、近隣住民の証言で当選人が本件住所地に在宅していたとされている日

※0.06kw（1時～6時までの電気使用量の平均を待機電力とする）を超える時間帯を赤色で着色

▼本件住所地（柏原）で寝泊まりしたと当選人が証言している日：A

（単位：kW）

年月日	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	翌日 24:00	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00	4:30	5:00	5:30	6:00	6:30	7:00	7:30	8:00	8:30	22時から翌朝9時集計	左列の期間平均
2025. 06. 20	0.06	0.04	0.05	0.05	0.06	0.14	0.19	0.13	0.15	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	1.05	
2025. 06. 21	0.05	0.06	0.09	0.11	0.10	0.11	0.11	0.08	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.05	
2025. 06. 25	0.20	0.20	0.20	0.17	0.21	0.08	0.08	0.09	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.04	
2025. 06. 26	0.10	0.06	0.06	0.11	0.13	0.16	0.11	0.07	0.06	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.02	
2025. 06. 27	0.06	0.08	0.08	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	1.05	
2025. 06. 29	0.05	0.04	0.06	0.04	0.14	0.21	0.22	0.19	0.19	0.18	0.15	0.15	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.04	1.28	
2025. 07. 02	0.06	0.29	0.29	0.28	0.25	0.23	0.23	0.15	0.09	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.08	0.05	0.06	0.05	0.04	0.06	0.05	0.04	1.09	
2025. 07. 03	0.19	0.18	0.15	0.15	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.10	本件期間前平均
2025. 07. 06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.11	
2025. 07. 07	0.25	0.25	0.24	0.19	0.27	0.16	0.11	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.11	
2025. 07. 08	0.17	0.22	0.16	0.09	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	1.11	
2025. 07. 09	0.24	0.27	0.26	0.18	0.18	0.11	0.07	0.06	0.08	0.05	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	1.11	
2025. 07. 10	0.25	0.26	0.21	0.18	0.15	0.16	0.05	0.05	0.05	0.06	0.07	0.05	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.10	
2025. 07. 13	0.21	0.21	0.20	0.15	0.16	0.11	0.17	0.05	0.08	0.05	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	1.07	
2025. 07. 15	0.16	0.15	0.13	0.09	0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.08	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06	1.35	
2025. 07. 16	0.14	0.17	0.16	0.14	0.15	0.13	0.08	0.08	0.09	0.09	0.08	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	1.43	
2025. 07. 18	0.06	0.13	0.14	0.13	0.12	0.13	0.14	0.12	0.12	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.08	
2025. 07. 19	0.20	0.23	0.34	0.29	0.35	0.21	0.20	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.08	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.12	
2025. 07. 20	0.18	0.15	0.12	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.08	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.10	
2025. 07. 21	0.22	0.25	0.24	0.20	0.22	0.19	0.11	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.08	0.05	0.06	0.04	0.06	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.13	
2025. 07. 22	0.23	0.25	0.23	0.21	0.15	0.16	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.07	
2025. 07. 24	0.22	0.27	0.25	0.21	0.22	0.25	0.23	0.26	0.19	0.16	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.07	1.10	
2025. 07. 26	0.22	0.22	0.20	0.19	0.22	0.12	0.17	0.15	0.14	0.14	0.15	0.21	0.17	0.30	0.38	0.20	0.14	0.13	0.16	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.06	0.05	0.05	0.05	3.04	
2025. 07. 28	0.23	0.22	0.23	0.25	0.26	0.23	0.26	0.26	0.20	0.14	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.12	
2025. 08. 03	0.24	0.22	0.22	0.26	0.15	0.09	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	1.09	
2025. 08. 05	0.28	0.25	0.21	0.20	0.19	0.17	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	1.10	
2025. 08. 06	0.28	0.29	0.21	0.23	0.15	0.13	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	1.08	
2025. 08. 07	0.21	0.16	0.14	0.18	0.15	0.17	0.07	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.05	
2025. 08. 08	0.22	0.19	0.13	0.16	0.15	0.19	0.14	0.16	0.17	0.15	0.12	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.08	0.06	0.04	0.05	0.05	1.13	
2025. 08. 11	0.13	0.15	0.12	0.13	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.02	
2025. 08. 13	0.20	0.15	0.18	0.16	0.06	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	1.01	
2025. 08. 15	0.23	0.21	0.23	0.23	0.12	0.17	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	1.03	
2025. 08. 16	0.23	0.15	0.11	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	1.02	
2025. 08. 17	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.03	
2025. 08. 19	0.31	0.28	0.24	0.18	0.15	0.16	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	1.03	
2025. 08. 20	0.28	0.22	0.16	0.16	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.03	本件期間中7月～9月平均
2025. 08. 21	0.24	0.22	0.21	0.24	0.20	0.17	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.04	
2025. 08. 22	0.26	0.23	0.22	0.27	0.26	0.27	0.16	0.09	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	1.04	
2025. 08. 25	0.06	0.24	0.26	0.27	0.24	0.22	0.22	0.16	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	1.10	
2025. 08. 27	0.17	0.15	0.14	0.14	0.16	0.06	0.06	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.07	
2025. 08. 29	0.21	0.20	0.20	0.21	0.24	0.28	0.20	0.16	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	1.09	
2025. 09. 01	0.23	0.17	0.18	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.07	0.06	0.06	0.05	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.08	
2025. 09. 02	0.22	0.20	0.24	0.18	0.16	0.04	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.04	
2025. 09. 03	0.05	0.04	0.06	0.04	0.07	0.06	0.05	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	1.04	
2025. 09. 06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.08	0.09	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.07	0.06	1.09	
2025. 09. 07	0.05	0.07	0.05	0.14	0.20	0.18	0.14	0.18	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.05	
2025. 09. 12	0.05	0.06	0.12	0.06	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.07	0.06	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	1.03	
2025. 09. 13	0.12	0.14	0.17	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.07	
2025. 09. 14	0.17	0.15	0.15	0.15	0.15	0.16	0.18	0.16	0.17	0.08	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.09	
2025. 09. 15	0.05	0.09	0.14	0.20	0.17	0.17	0.15	0.14	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.07	
2025. 09. 16	0.21	0.22	0.16	0.14	0.14	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	1.09	
2025. 09. 17	0.14	0.15	0.17	0.11	0.17	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	1.08	
2025. 09. 20	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.04	
2025. 09. 22	0.05	0.08	0.12	0.08	0.09	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.99	
2025. 09. 24	0.10	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	1.02	
2025. 09. 25	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.08	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	1.03	
2025. 09. 28	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.12	0.10	0.10	0.09	0.10	0.10	0.15	0.13	0.15	0.09	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.10	1.64	
2025. 09. 30	0.06	0.05	0.07	0.06	0.08	0.09	0.12	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	1.10	
2025. 10. 01	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.09	0.09	0.09	0.13	0.09	0.10	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.07	0.06	0.06	0.06	0.07	1.42	
2025. 10. 03	0.09	0.15	0.13	0.30	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.10	0.10	0.08	0.08	0.10	0.10	0.10	0.10	0.13	0.30	0.22	0.22	0.17	0.13	0.13	0.06	0.06	0.05	0.10		2.52	
2025. 10. 04	0.05	0.07	0.07	0.08	0.10	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.10	0.26	0.26	0.28	0.28	0.16	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.08	0.10	0.12	0.11	0.07	2.63	
2025. 10. 05	0.08	0.07	0.08	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	1.03	
2025. 10. 06	0.07	0.11	0.10	0.10	0.10	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.10	0.11	0.09	0.11	0.10	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.06	0.08	0.11	0.05	1.42	
2025. 10. 08	0.11	0.10	0.11	0.12	0.12	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.12	
2025. 10. 09	0.10	0.10	0.10	0.11	0.08	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.16	0.12	0.10	0.09	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.07	0.10	0.07	0.08	1.47	
2025. 10. 10	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.09	0.08	0.11	0.09	0.08	0.06	0.08	0.06	0.05	0.04	0.05	0.06	0.04	0.06	0.10	0.08	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	1.40	本件期間中10月平均
2025. 10. 11	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.07	0.12	0.11	0.09	0.12	0.08	0.13	0.10	0.11	0.09	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.06	0.13	0.09	0.05	1.73	
2025. 10. 12	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.09	0.11	0.08	0.09	0.10	0.22	0.10	0.11	0.11	0.12	0.10	0.10	0.11	0.10	0.08	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.11	0.08	0.05	2.10	
2025. 10. 13	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.11	0.08	0.10	0.07	0.09	0.08	0.09	0.11	0.10	0.10	0.09	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	1.53	
2025. 10. 14	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.14	0.13	0.10	0.08	0.11	0.09	0.11	0.08	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.13	0.07	0.05	0.05	0.04	1.60	
2025. 10. 15	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05	0.09	0.16	0.13	0.08	0.09	0.10	0.14	0.11	0.12	0.08	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06	1.76	
2025. 10. 16	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.11	0.16	0.09	0.11	0.18	0.10	0.09	0.11	0.11	0.11	0.09	0.10	0.10	0.13	0.06	0.06	0.04	0.06	0.05	0.06	0.07	2.03	
2025. 10. 17	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.14	0.11	0.08	0.07	0.08	0.07	0.12	0.08	0.13	0.11	0.11	0.12	0.19	0.19	0.19	0.20	0.19	0.18	0.09	0.13

▼前住所地（彦根）で寝泊まりしたと当選人が証言している日：B

（単位：kw）

	翌日																																
年月日	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	24:00	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00	4:30	5:00	5:30	6:00	6:30	7:00	7:30	8:00	8:30	22時から翌朝9時集計	左列の期間平均
2025. 06. 22	0.13	0.20	0.17	0.18	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.05	
2025. 06. 23	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.03	
2025. 06. 24	0.11	0.09	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.02	
2025. 06. 28	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.07	
2025. 06. 30	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	1.09	本件期間前平均
2025. 07. 01	0.04	0.06	0.05	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	1.10	
2025. 07. 04	0.20	0.19	0.19	0.22	0.20	0.20	0.21	0.16	0.16	0.11	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.08	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.11	
2025. 07. 05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	1.10	
2025. 07. 11	0.19	0.14	0.16	0.17	0.16	0.18	0.16	0.07	0.08	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	1.06	
2025. 07. 12	0.22	0.27	0.20	0.18	0.19	0.15	0.19	0.05	0.07	0.06	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	1.06	
2025. 07. 14	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.05	
2025. 07. 17	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.08	
2025. 07. 23	0.26	0.25	0.17	0.17	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	1.06	
2025. 07. 25	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.11	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	1.10	
2025. 07. 27	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.08	
2025. 07. 29	0.34	0.19	0.15	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.08	
2025. 07. 30	0.26	0.22	0.21	0.24	0.30	0.16	0.08	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.08	
2025. 07. 31	0.23	0.24	0.16	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.07	
2025. 08. 01	0.12	0.06	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	1.07	
2025. 08. 02	0.17	0.30	0.27	0.24	0.14	0.15	0.06	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	1.05	
2025. 08. 04	0.26	0.24	0.22	0.25	0.15	0.17	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	1.11	
2025. 08. 09	0.20	0.15	0.13	0.17	0.05	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.07	0.06	1.05	
2025. 08. 10	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	1.00	
2025. 08. 12	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	1.01	
2025. 08. 14	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.02	
2025. 08. 18	0.23	0.23	0.17	0.22	0.16	0.18	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	1.03	
2025. 08. 23	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	1.08	
2025. 08. 24	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.07	0.06	0.06	0.04	0.06	0.04	1.08	
2025. 08. 26	0.24	0.13	0.17	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	1.07	
2025. 08. 28	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.07	0.06	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	1.08	
2025. 08. 30	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.08	
2025. 08. 31	0.17	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.09	
2025. 09. 04	0.15	0.17	0.13	0.17	0.14	0.19	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.03	
2025. 09. 05	0.14	0.15	0.12	0.12	0.17	0.20	0.19	0.09	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	1.01	
2025. 09. 08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.07	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	1.02	
2025. 09. 09	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	1.03	
2025. 09. 10	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.06	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	1.03	
2025. 09. 11	0.07	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	1.02	
2025. 09. 18	0.10	0.12	0.15	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	1.05	
2025. 09. 19	0.05	0.06	0.07	0.13	0.13	0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	1.05	
2025. 09. 21	0.10	0.09	0.10	0.10	0.12	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.99	
2025. 09. 23	0.10	0.07	0.08	0.09	0.13	0.09	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.99	
2025. 09. 26	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.11	0.06	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.08	1.02	
2025. 09. 27	0.06	0.05	0.06	0.05	0.12	0.11	0.10	0.08	0.07	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.98	
2025. 09. 29	0.08	0.09	0.10	0.11	0.07	0.06	0.06	0.07	0.12	0.10	0.09	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	1.03	
2025. 10. 02	0.09	0.14	0.10	0.10	0.10	0.12	0.07	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	1.03	
2025. 10. 07	0.09	0.11	0.06	0.05	0.04	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	1.03	